

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問4（情）第5号）

第1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書の一部を不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和4年2月28日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、令和3年12月1日申入れの概要についての起案（文書番号：03教総第876号）（以下「本件対象文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第10条第3号に該当する情報を不開示とした行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和4年3月24日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年4月22日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象文書の全部を開示するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭による意見陳述で主張してい

る審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

- ア 「行政文書部分開示決定通知書」にみる「申入れの概要について」とする内容・内実において、請求人の要求・請求等からみて適宜・適切・適法となる対応・反映をしていないとみる。ゆえに「処分」の取消しとともに全面的な行政保有個人情報の開示を求めている審査請求とする。
- イ 「行政文書部分開示決定通知書」にみる「申入れの概要について」などに関して、請求人の要求・請求等とした内容・内実にそぐわない「…概要」であり“不作為”あるいは“恣意的作為”となっていて、具体的に教育委員会の内部に反映・浸透・定着していないばかりか、情報の取得も情報の公開・開示もなく、地方自治法にみる『住民の福祉の向上に資する』ことに反し、地方公務員法にみる『信用失墜行為』であるとみる。
- ウ 『はじめての防衛白書』を「個人的に把握している」だけであり、子どもたちへの影響など教育的かつ社会的な問題として把握しようとしていない、問題意識をもって課題整理もしていない、情報の取得もない。
- エ この白書を『こどもに渡すべきか否か』の情報等を取得・検討等をすることもなく、配布依頼等があれば「法定受託事務」として取り扱うなどで、自主性・主体性のある判断もせず自治権の放棄を為している。
- オ この白書の内容について、「不適切」なところの情報把握もなく、省庁等に伝える「疑義」の情報も明らかにしていない。
- カ この白書の「不適切なところ」「疑義のある場合」などの判断基準とする規定などの情報の入手もなく、問題の所在さえつかめていない。会合・協議等において、その時・その場・その意見などで左右されるなど恣意的で優柔不断に終始し結果、防衛省の意向にそう・権力志向とする情報に流されてしまう状況にある。
- キ この白書を『平和教育』の観点および『過ちは繰り返さない』とする観点からも検証することもなく、『政府の行為によって戦争の惨禍を繰り返さない』とする憲法あるいは教育基本法そして国際人権規約・子どもの権利条約などの情報を知ろうともしない・情報を知らせようとし

ないのである。そして、被爆地ヒロシマの教育委員会としての歴史の加害と被害の事実に向き合うべく自覚認識と社会的立場を欠落している。

(2) 反論書における主張

ア 「令和4年」(2022年)6月7日付けでの「弁明書」にあつては、知る権利・アクセス権・取得権の侵害であり、①不正・不当・不法かつ無効であるとする、②不可解・不条理・不法理であるとする、③憲法をはじめ地方自治法ならびに県情報公開条例等に違反であるとする、などの“裁決”を求める。

イ 広島県情報公開条例第10条第3号を当てて「不開示とする情報として、法人その他の団体に関する情報…公にすることにより…当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するもの…」とする理由で「不開示決定をした」としているが、次のように『反論書』とする。

ウ 該当部分を不開示とする、いわば「部分開示」をすることもできるではないか。

エ 「当該法人等又は当該個人の権利を…害するもの」とする具体的な侵害として、①今まで具体的にどのような事項・事例があったのか、②そこで当該事案において、どのような侵害があるとして「想定」しているのか、③ここで護られるべき具体的対象・事項とは何か。

オ この事案において、「不開示」とすることで護られる事象・事項と、「開示」することで「権利を害する」事象・事項とを比較考量すると、①「公にする」ことによって権利保障あるいは権利侵害につながる事実を、どのように確認・事象を積み重ねてきたのか、②歴史性・合理性・法理性のある判断による具象の中における権利の侵害度・保障の内実などを鑑みたのか、③それで、いったい何を根拠・基準・規定等を据えての「決定」・“処分”なのか。

カ 「広島県公開条例の解釈運用基準」を当てること、で、「弁明書」としているが、『反論書』として各事項に明示したことと、「その他の団体」にあつて開示することへの「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とする「想定」のもとに、蓋然性・具体性・妥当性があ

るとはいえないのではないか。

(3) 口頭による意見陳述における主張

防衛省・自衛隊が三度の発行・改編・販売をすることもむけの「はじめての防衛白書」問題に係り、請求人は情報公開請求・個人情報開示請求としたが、教育委員会によって「文書不存在通知」で、その理由に「作成又は取得していない」とする“処分”があった。この件を通して鑑みれば、教育委員会の立場は、こどもたちの教育環境の整備にむけて、どのように練り上げ、どのように資するか、どのように情報提供による透明性を図るか、とする運営にかかっているとみる。

ア 憲法で規定する主権在民を保障され、基本的人権の侵害もなく、平和的環境づくりに資するか否か、こどもの権利条約にみる主権者教育に通底する権利保障にあるか否かを問う。

イ 地方自治法からみて地方自治の権限行使をしているか否か、地方教育行政としての主体性・自律性・自決性があるか否かも問う。

ウ 行政保有個人情報保護法に基づく正当で法的根拠のある手続をふみ瑕疵がないか否か、さらに取得した情報から作成・取得・管理した資料等を透明性・公開性をもって情報提供をしているか否かをも問うものである。

エ 教育基本法に則り、人間的成長・人格的形成を願って、こどもたちへの最善の教育環境を整備しているか否か、教育条件を図っているか否か、などを厳しく問うのである。

以上、法治主義の原則をふまえ民主主義社会の形成に資するか否かの審査をお願いしたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件対象文書は、令和3年12月1日に「はじめての防衛白書」について申入れのあった団体の対応記録を実施機関の幹部・各課等に周知するための起案である。

実施機関はこの文書のうち、「申入れ団体名」、「申入れに同席した者の氏名」、「申入れ団体の連絡先」、「電話番号」及び「ファクシミリ番号」（以下これらを「本件不開示部分」という。）を条例第 10 条第 3 号に該当するものとして不開示と判断した。

- 2 実施機関に対する申入れ、要望、請願及び陳情（以下「申入れ等」という。）は、申入れ等をする者の本県教育行政への参加等の重要な手段であり、自由率直な表明が保障されなければならない。

よって、特定の団体がどのような申入れ等を行ったかという情報を公開するならば、当該団体の自由な意思の形成や意思実現のための諸活動の遂行に支障が生じるおそれがあり、当該団体の正当な利益を害するものと考えられる。

- 3 本件対象文書は、その申入れ団体の活動方針の一端を第三者が知りうるものとなっており、また、申入れの内容は基本的に、その内容に賛成する立場の者の外に反対する立場の者がいるため、本件不開示部分を公にすることによって、当該活動方針に反対する個人又は団体から妨害や嫌がらせ、何かしらの圧力等を受け、申入れ団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益が害されるおそれがある。
- 4 したがって、本件不開示部分は、条例第 10 条第 3 号の「法人等に関する情報」に該当する。なお、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（同号ただし書）には該当しない。

第 5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、令和 3 年 12 月 1 日申入れの概要についての起案（文書番号：03 教総第 876 号）である。実施機関は、本件請求内容が多岐にわたり、当該請求に係る行政文書を特定できないため、令和 4 年 3 月 15 日に審査請求人に聴取を行い、本件請求内容を確認し、本件対象文書を、令和 3 年 12 月 1 日の申入れの概要についての起案文書かがみ（以下「本件対象文書 1」という。）、令和 3 年 12 月 1 日の申入れの概要を記録した文書（以下「本件対象

文書 2」という。)及び令和 3 年 12 月 1 日の申入れの際に受け取った文書(以下「本件対象文書 3」という。)からなる「令和 3 年 12 月 1 日の申入れの対応を含むはじめての防衛白書に関する記録・資料」と特定した。

審査請求人は、審査請求書、反論書及び口頭による意見陳述において、「行政文書部分開示決定通知書」にみる「申入れの概要について」とする内容・内実において、請求人の要求・請求等からみて適宜・適切・適法となる対応・反映をしていないとみる」などとして、本件対象文書の内容について不服を主張するものの、文書の特定については主張していない。

そのため、本件対象文書の特定は妥当と認められるため、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件不開示部分は条例第 10 条第 3 号に該当するとして本件処分を行い、これに対し、審査請求人は、本件不開示部分は条例第 10 条第 3 号に該当しないとして、本件不開示部分の全ての開示を求めている。

条例第 10 条は、行政文書の開示請求があった場合、実施機関は、開示請求に係る行政文書に同条各号に掲げる情報のいずれかが記録されているときを除き、原則として当該行政文書を開示すべきことを定めたものであり、同条第 3 号本文は、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としている。

しかしながら、本件申入れを行った者（以下「本件申入れ相手」という。）が団体であるか否かに関わらず、本件不開示部分が、条例第 10 条第 2 号の「個人情報」に該当するものであればそもそも不開示となることから、以下、本件不開示部分の条例第 10 条第 2 号該当性について検討する。

(1) 条例第 10 条第 2 号について

条例第 10 条第 2 号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別する

ことができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等(中略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

(2) 本件不開示部分の条例第10条第2号該当性について

当審査会において本件対象文書2を見分したところ、本件申入れを行った相手の欄に、本件申入れに同席した者の氏が記載されていた。本件申入れに同席していた者の氏の情報は、個人に関する情報には該当すると認められるが、本件対象文書においては、氏のみでは、直ちに個人を特定することはできず、また、本件申入れ相手、本件申入れ相手の連絡先、電話番号及びファクシミリ番号については、直ちに個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものとまでは考えられない。

しかしながら、本件対象文書に記載された申入れ内容は、思想・信条等を示すものであると考えられることから、以下、本件不開示部分が、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」ものに当たるかどうかについて検討する。

当審査会において確認したところ、本件申入れの名称又は本件申入れ相手の名称で、本件申入れ以外の活動が行われていることは、インターネットなど容易に情報を入手できるもので公表されている。

本件不開示部分が開示された場合には、こうしたインターネットで公表されている情報とあいまって、インターネットでは公表されていない本件申入れについても、本件申入れ相手の活動と推測され、本件申入れの名称又は本件申入れ相手の名称により活動する個人の、本件申入れに対する立場や、賛同の是非が明らかとなることが懸念される。

本件対象文書に記載された申入れ内容が、思想・信条等を示すものであると考えられることからすると、本件申入れに対する立場や、賛同の是非が明らかとなることは、それを知られたくない個人の法的利益が損なわれるものであることから、本件不開示部分は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」ものに当たる。

したがって、条例第 10 条第 3 号該当性を検討するまでもなく、本件不開示部分は、条例第 10 条第 2 号に該当するものと認められ、同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

実施機関の主張は、本件対象文書 2 及び本件対象文書 3 に記載された本件申入れ相手の名称を申入れ団体名として捉え、本件申入れ相手が団体であることを前提としているものと考えられるが、実施機関は、本件対象文書 2 において本件申入れ相手の名称としたものを、本件対象文書 1 においては本件申入れの名称とするなどしており、その記載に一貫性はない。

条例第 10 条第 3 号は、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示とすることを定めており、正当な利益を害するかどうかは、法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意して、その情報を開示した場合に生じる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断する必要がある。

実施機関の主張は、本件申入れ相手が団体であることを前提としているものと考えられるが、本件不開示部分の条例第10条第3号該当性については、実施機関に慎重な判断を求めるものである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------------------------|--|
| 令和4年7月22日 | ・ 諮問を受けた。 |
| 令和5年4月27日 (令和5年度第1回第1部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 令和5年5月8日 | ・ 審査請求人の意見書を収受した。 |
| 令和5年6月1日 (令和5年度第2回第1部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 令和5年6月28日 (令和5年度第3回第1部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 令和5年7月26日 (令和5年度第4回第1部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 令和5年8月30日 (令和5年度第5回第1部会) | ・ 審査請求人の口頭による意見陳述を行った。 ・ 諮問の審議を行った。 |
| 令和5年9月27日 (令和5年度第6回第1部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 令和5年10月30日 (令和5年度第7回第1部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 令和5年11月27日 (令和5年度第8回第1部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

| | |
|----------------------|------------|
| 井 上 嘉 仁 （ 部 会 長 ） | 広島大学大学院准教授 |
| 内 田 喜 久 | 弁護士 |
| 中 矢 礼 美 | 広島大学大学院教授 |